弘前市自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、多くの市民の参加が見込まれる営利を目的としないイベント等（以下「イベント等」という。）において、参加者等が突然の心停止状態に陥ったときの救命活動に備えるため、イベント等を主催する団体等への自動体外式除細動器（ＡＥＤ）（以下「ＡＥＤ」という。）の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

　（貸付対象者）

第２条　ＡＥＤの貸付けの対象となる者は、次のいずれかに該当する団体等の代表者とする。

　（1）本市に本部または事務局等を有し、イベント等を主催する団体等

　（2）本市が後援するイベント等を主催する団体等

　（3）その他市長が必要と認めた団体等

　（貸付要件）

第３条　ＡＥＤの貸付けについては、原則として医療従事者又は普通救命講習会を受講した者が、イベント等の期間を通じてその会場に配置されることを要件とする。

　（貸付期間及び貸付台数）

第４条　ＡＥＤの貸付期間は、引渡しの日から７日以内とし、貸付台数は、イベント等につき１台とする。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

　（貸付料）

第５条　ＡＥＤの貸付料は無料とする。ただし、ＡＥＤの運搬及び貸付期間中における維持管理等に要する経費は貸付けを受けた者の負担とする。

　（貸付けの申請）

第６条　ＡＥＤの貸付けを受けようとする代表者（以下「申請者」という。）は、原則として希望日の７日前までにＡＥＤ貸付申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

　（貸付けの承認）

第７条　市長は、前条の申請書の提出があった場合において、これを審査し、貸付けを行うことを承認したときは、ＡＥＤ貸付承認書（様式第２号）を申請者に交付するとともに、ＡＥＤ貸付簿（様式第３号）に必要事項を記載するものとする。

　（引渡し）

第８条　前条の規定による承認を受けた申請者（以下「利用者」という。）は、前条の承認書で指定する場所において、当該承認書を提示の上、ＡＥＤ借用証書（様式第４号）と引換えにＡＥＤの引渡しを受けるものとする。

　（利用者の責務）

第９条　利用者は、ＡＥＤを返還するまでの間、善良なる管理者の注意をもって管理するほか、ＡＥＤの使用に当たっては、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

　（１）ＡＥＤは、取扱説明書によって適切に使用すること。

　（２）ＡＥＤを目的外に使用しないこと。

　（３）ＡＥＤを転貸しないこと。

（使用報告）

第10条　利用者は、当該ＡＥＤを使用した場合には、ＡＥＤ使用報告書（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

　（亡失等による賠償等）

第11条　利用者は、故意又は過失により、引渡しを受けたＡＥＤを亡失し、又は破損させた場合には、ＡＥＤ亡失等届出書（様式第６号）を市長に提出するとともに、当該ＡＥＤを原状に復し、又は市長が認定した損害額を賠償しなければならない。ただし、不可抗力その他相当の事情があると市長が認める場合はこの限りではない。

２　利用者は、ＡＥＤの電極パッドを目的外に使用したときは、ＡＥＤ亡失等届出書（様式第６号）を市長に提出するとともに、当該ＡＥＤの電極パッドを原状に復し、又はその実費を負担するものとする。ただし、不可抗力、その他相当の事情があると市長が認める場合はこの限りではない。

　（返還）

第12条　利用者は第７条の承認書に記載された貸付期間が満了したとき又はイベント等の中止等によりＡＥＤを使用する見込みがなくなったときは、ＡＥＤを返還するものとする。

２　市長は、公益上、特に必要があると認めるときは、利用者に対し、第７条の規定による承認を取り消し、又は引き渡したＡＥＤの返還を求めることができるものとする。

　　　附　則

この要綱は、平成２６年３月１４日から施行する。